

令和7年度（2025年度）第3回教育委員会（6月定例会）議事録

1 日時 令和7年（2025年）6月10日（火）
午前9時30分から

2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）

3 出席者	教育長	越猪 浩樹
	委員	木之内 均
	委員	田口 浩継
	委員	西山 忠彦
	委員	三淵 浩
	委員	園田 恭子

4 議事等

（1）議案

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
- 議案第2号 令和8年度（2026年度）熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について
- 議案第3号 令和8年度（2026年度）熊本県立併設型中学校入学者選抜の基本方針について
- 議案第4号 令和8年度（2026年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について
- 議案第5号 熊本県立図書館協議会委員の任命及び解職について

（2）報告

- 報告（1） 義務教育諸学校（県立中学校及び県立特別支援学級を除く）における学校教育法附則第9条の規定による令和8年度（2026年度）使用教科用図書の採択上の留意事項の修正について
- 報告（2） 県立鹿本高校サッカー部落雷事故調査委員会報告書について
- 報告（3） 令和6年度（2024年度）ネットいじめ等早期対応推進事業の実績報告について

5 会議の概要

（1）開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

（2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第5号は人事案件のため非公開とした。

（3）議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号から議案第4号及び報告（1）から報告（3）を公開で審議し、非公開で議案第5号を審議した。

（4）議事

○議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の

報告及び承認について

教育政策課長

教育政策課です。議案第1号教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について御説明します。

提案理由を1ページに記載しております。6月定例県議会に提出予定の教育に関する議案について、知事から意見照会がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、教育長が臨時に代理して意見を申し出たことから、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

2ページをお願いします。教育委員会の意見として、記載のとおり「原案どおりで差し支えない」旨を回答しました。

該当の議案は、3ページの知事からの依頼文中、「記」以下の項目でございます。第1号の補正予算の関係部分のほか、条例関係4件、専決処分の報告及び承認が1件になります。

次の4ページから10ページまでが予算関係の議案本文で、予算の内容については、11ページ及び12ページに整理しています。11ページは6月補正予算の総括表です。今回の補正は、最下段「教育委員会の合計」欄の左から2番目の8億87百万円余の増額補正となります。内訳を12ページに記載しています。

1は、公立高等学校の生徒への高校生等臨時支援金の支給に要する経費

2は、県立美術館本館永青文庫常設展示室の空調設備の改修等に要する経費となっております。

その下は債務負担行為であり、複数年に渡り契約を行う必要があるため設定するものです。

次に、13ページ以降が、条例等議案の議案本文及びその概要です。

14ページの条例等議案関係（概要）を御覧ください。藤崎台県営野球場条例について、経費単価の見直しに伴い、使用料の額を改定するものです。施行期日は令和8年4月1日となります。

次の15ページから22ページにかけて、熊本武道館条例、熊本県立総合体育館条例、熊本県総合射撃場条例の3つの条例についても、使用料の改定等を理由とした改正を提案しております。

23ページをお願いします。「専決処分の報告及び承認について」です。

次の24ページの条例等議案関係（概要）を御覧ください。これは、高校無償化における高等学校等修学支援事業費補助金の高校生等臨時支援の実施に伴い、関係規定を整備するものであり、今年3月末に知事の専決処分を行い、4月1日から施行しております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

それではこの件については、原案とおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第2号 令和8年度(2026年度)熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について

高校教育課長

高校教育課です。議案第2号「令和8年度(2026年度)熊本県立高等学校入学者選抜の基本方針について」御説明します。

資料25ページからです。始めに、基本方針には示しておりませんが、昨年度からの大きな変更点について2点御説明します。

1点目です。昨年度まで、後期(一般)選抜の学力検査において、数学及び英語で実施しておりました「学校選択問題」については、今年度から廃止し、全ての学校において同一の問題といたします。昨年度までは、標準的な問題を出題する問題Aと発展的な問題を出題する問題Bから高校ごとに選択し、検査を実施しておりましたが、これらを統合して同一の問題で実施しても中学時の学びのうち基礎的・基本的な学習内容の定着度を確保しつつ、各校の合否判定において弁別を図ることは可能であるとの判断によるものです。

2点目です。今年度の入試からインターネットによる出願を導入することとして準備を進めております。詳細については、8月下旬以降に公表する要項等でお示しする予定としております。

それでは、資料に戻りまして、御説明します。

まず、1の「入試制度の大枠」については、平成24年度(2012年度)入学者選抜から、現行の形による入学者選抜としています。

2の「前期(特色)選抜」について御説明します。

(2)の「実施学科等」については、普通科のコース、専門学科、総合学科及びスーパーグローバルハイスクール指定校のすべての学科の中で、希望する学科・コースで実施しています。

資料27ページを御覧ください。(4)の「募集人員」については、令和4年度入試より募集人員を募集定員の70パーセント以内の範囲としています。ただし、熊本市に所在する高等学校は50パーセント以内の範囲としています。

(6)の「選抜方法等」については、面接、小論文、実技検査など、学校が独自に行う検査とし、学力検査は実施しないこととしています。

ただし、令和4年度(2022年度)入試から、前期(特色)選抜の募集人員の募集定員に占める割合の上限を70%とし、募集人員が募集定員の50パーセントを超える場合は、学校独自検査をA群、B群と2つの群に分け、A群及びB群のそれぞれから1つ以上の検査を実施することとしています。

A群は面接、実技検査など、B群は小論文、実験、自己表現、小・中学校における総合的な学習の時間の成果の発表に関するものなど、としています。

(7)の前期(特色)選抜の日程については、実施日を令和8年2月2日としています。

次に、3の「連携型の中高一貫教育に係る高等学校入学者選抜」については、小国高等学校で実施します。28ページを御覧ください。(3)の「入学者の選抜」については、「中学校長から提出された書類、当該高等学校長が課した課題、面接及び作文等の結果を資料として行い、学力検査は実施しない。」としていま

す。日程については、前期（特色）選抜と同じです。

続いて、４の「後期（一般）選抜」については、（２）にあるように、全日制課程及び定時制課程の全学科・コースで実施し、（４）の「募集人員」は、募集定員から前期（特色）選抜又は連携型の中高一貫教育に係る入学者選抜の合格内定者数を減じた数としています。また、併設型の中高一貫教育を行う高校においては、募集定員から併設する中学校からの入学予定者数を減じた数としています。

資料２９ページ（５）の「選抜方法等」については、学力検査として５教科の検査を実施します。なお、調査書の評定の取扱いについても、これまでどおり学力検査を行う５教科については、学力検査の得点を用いて３２ページに記載の別表により補正を行うこととしています。

（６）の「後期（一般）選抜の日程」については、実施日を令和８年３月４日及び５日としています。

資料３０ページ（８）の「後期（一般）選抜の追検査」は令和３年度入試から設けています。アの「資格」については「病気その他やむを得ない事情により、後期（一般）選抜の学力検査を受検することができなかった者で、その理由が出身中学校長によって証明された者」となります。イの「募集人員」は若干名とし、ウの「学力検査」は国語、数学、英語の３教科としています。オの「日程」については、令和８年３月１３日の実施となります。

続いて、５の「二次募集」については、全日制課程及び定時制課程において、合格者数が募集定員に満たない学科・コースについて実施することとしています。

全日制課程の日程について、面接、実技検査等を実施する学校については、実施日を令和８年３月１９日としています。

６「その他」については、海外帰国生徒等の特別措置や障がい等がある受検者への配慮事項等について示しています。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

それではこの件については、原案とおり可決してよろしいですか。

（委員了承）

教育長

ありがとうございます。

○議案第３号 令和８年度（２０２６年度）熊本県立併設型中学校入学者選抜の基本方針について

高校教育課長

高校教育課です。議案第３号「令和８年度（２０２６年度）熊本県立併設型中学校入学者選抜の基本方針」について御説明いたします。資料３４ページを御覧ください。

昨年度からの変更点について、１点、説明申し上げます。

基本方針には示しておりませんが、県立高等学校入学者選抜と併せまして、今年度の入試からインターネットによる出願を導入することとして準備を進めております。詳細については、高校入試同様、８月下旬以降に公表する要項等でお示しする予定としております。

それでは、資料の最初に戻りまして、説明させていただきます。

1の「入学者の選抜について」は、昨年度からの変更点はございません。

2の「出願資格」も、変更はございませんが、県立八代中学校については、国際バカロレアのミドル・イヤーズ・プログラム（MYP）の試行開始に伴い、一昨年度から、県外から通学する者も出願可能としております。

3の「募集定員」と4の「通学区域」については、昨年度からの変更点はございません。

5の「検査について」は、（1）にありますように、小学校等における教育活動をとおして身に付けた基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等について、総合的な力を見るための適性検査としております。一昨年度から外国語（英語）領域に基づいた出題を行っております。

（2）に記載の集団面接又は個人面接を実施し、6年間の一貫教育で学ぶ意欲及び適性等を見ることとしております。

6の「追検査について」は、昨年度からの変更点はございません。

7の「入学者選抜の日程」については、入学者選抜検査日は、令和8年1月11日としております。受検生が、学校を欠席することなく受検できるよう、これまでどおり日曜日に実施いたします。選抜結果の通知は1月22日とし、出願期間等については記載のとおりです。

入学意思確認書の提出期間は、1月23日から1月28日としておりますが、これは、県立中学校の入学者数を確定し、市町村教育委員会に通知する必要があるために設定しているものです。

また、「追検査関係日程」についてですが、入学者選抜追検査日は、1月31日としております。追検査選抜結果の通知は2月5日とし、申請期間等については記載のとおりでございます。

追検査受検者対象の入学意思確認書の提出期間は、2月6日から2月10日としております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

4番の通学区域ですが、熊本県下全域というのがあって、それに追加して県外に保護者とともに居住し、県外から通学する出願者が2名ということですが、その中間、県外の方だけど、熊本県の学校の近くにアパートとか下宿して入学するという方はどういう扱いになるのか、教えていただければと思います。

高校教育課長

3校についての通学区域は県下全域、八代中学校に限って、県外に保護者とともに居住し、県外から通学する者については2名以内という規定を設けているところですが、御質問については、八代中学校に限らず県外から通学しようとする者の場合はということでしょうか。

田口委員

例えば、高森高校マンガ学科は県外からの受験者が多くあると思いますが、そういう扱いはここには対応できていないのか。例えば鹿児島が生徒さんで、八代に住みながら通いたい、という方の受け入れについてはどうなっているか、教えていただければと思います。

高校教育課長

中学生ですので、あくまでも、保護者とともに居住しているところを本拠地としてみなして対応しているというところでございます。

田口委員

分かりました。高森高校は高校生であるから下宿が可能ですが、中学生であるならば保護者のところから通学するということで、了解いたしました。

教育長

他にございませんか。

それではこの件については、原案とおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

○議案第4号 令和8年度（2026年度）熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について

特別支援教育課審議員

議案第4号「令和8年度（2026年度）県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針について」御説明いたします。

提案理由は、入学者選抜の実施に当たっては、「熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第2条の規定により、教育委員会においてその基本方針を定める必要があるためです。

はじめに申し上げますが、昨年度からの大きな変更はございません。

資料の36ページを御覧ください。特別支援学校高等部等の入学者選抜については、各特別支援学校、学科等の特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力、適性等を総合的に評価して実施するものとしています。

特別支援学校高等部等の入学者選抜は、36ページⅠ「ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校専門学科」と、37ページⅡの「それ以外の特別支援学校高等部等」に分けて実施します。

まず、36ページⅠの、ひのくに高等支援学校及び鏡わかあゆ高等支援学校専門学科について御説明いたします。

この2校の専門学科については、職業自立を重視した専門的な教育を行っており、1の（1）出願資格では志願できる者を、「日常生活を営むのに一部援助が必要な程度の知的障がいのある者で、①～⑤をすべて満たす者」としております。

（2）検査及び選抜の方法については、検査等の内容は校長が定めることとし、必要に応じて受検者本人に面接を、保護者に面談を行うことができることとしております。出身学校長から出された調査書その他必要な書類及びアの検査並びにイの面接の結果を資料として選抜を行います。

（4）主な日程については、ウにあります検査を1月21日（水）、22日（木）の2日間で行い、合格者発表を1月29日（木）に行うこととしております。

2の二次募集については、合格者が募集定員に満たない学校、学科について実施するものとし、37ページ（2）のイのとおり、検査等を2月3日（火）に実施するものとしております。

次に、ただ今説明しました2校の専門学科以外の特別支援学校高等部等について御説明します。

出願資格は、1の(1)に示すとおり、「原則として学校教育法施行令第22条の3に示す障がいがある者で、かつ下の①②をすべて満たしている者」としております。学校教育法施行令第22条の3は、視覚障がいや聴覚障がいなど、対象となる5つの障がいについて入学可能な障がいの程度を示したものです。

(2) 検査及び選抜の方法については、検査等の内容は校長が定めることとし、必要に応じて受検者本人に面接又は面談を行うことができることとしております。

学校が重視する観点に応じて、県教育委員会と協議の上、学力検査を実施しない選抜を実施できることとしております。出身学校長から出された調査書、その他必要な書類及び検査並びに面接の結果を資料として選抜を行います。

なお、教員が家庭又は医療機関に出向いて教育を行う訪問教育にあつては、書類による選考とします。

(4) 主な日程については、ウにあります検査を、3月4日(水)、5日(木)の2日間又はいずれか1日で実施し、合格者発表を3月12日(木)に実施することとしています。訪問教育にあつては、書類による選考のため、検査日は設けないこととしております。

38ページ2の二次募集については、合格者が募集定員に満たない学校、学科等について実施するものとし、(2)イの検査等実施日を3月18日(水)としております。

3の二次募集の追加については、近年、特別支援学校への進学ニーズが高まっていることから、二次募集の実施後もなお進学先が決まらないというケースがないよう、その時点で合格者が募集定員に満たない学校、学科等において、二次募集の追加を実施する場合もあるとしております。

令和8年度(2026年度)熊本県立特別支援学校高等部等入学者選抜の基本方針については以上のとおりです。御審議よろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

三渕委員

ひのくに高等支援学校と鏡わかあゆ高等支援学校の出願資格ですが、「一部、援助が必要な程度の知的障がいのある者」となっています。今、発達障がいの子どもたちが増えてきて、知的障がいと自閉症やADHDなど、必ずしも出願資格に一致しないことも多いので、どのように考えたらいいのでしょうか。保護者と話しをしていると、療育手帳が必要と学校の先生から言われたという質問も受けるので、療育手帳は必要なののでしょうか。

特別支援教育課審議員

知的障がいの特別支援学校ですので、知的障がいがいなければ、発達障がい等であっても、原則として対象となりません。ただし、知的障がいの判断については、校長が学校教育法施行令第22条の3に該当するかどうかについて、事前の教育相談の状況や、提示いただいた書類で判断することになります。

三渕委員

今はそうですね。だから診断書などが必要ということですね。知的障がいを判断するのに知能検査をしますよね。高い数字が出ると知的障がいをどう捉えるのか。基本的には医学的にはIQ70以下になります。しかし、IQ80、IQ90ぐらいの人たちも困っています。自閉症やADHDが加わるとさらに困っています。その辺を話し合いや校長の御意見等で決まるということでしょうか。手帳は必ずしも必要ないということでしょうか。

特別支援教育課審議員

そうです。手帳も診断書も、県としては求めていませんが、必要に応じて、出願先の校長が診断書等の書類の提出をお願いすることはあります。どの程度、専門学科等の教育課程に合うかどうか。本人が将来、そこで学んだ上で、どのような成長が見込まれるかということを、総合的に見させていただいて話し合いをしているということです。

三淵委員

分かりました。就職がいいということで専門学科を受検するのですが、結構難しく落ちてしまう。ひのくに高等支援学校や鏡わかあゆ高等支援学校を落とした場合は、それ以外の特別支援学校に行くということですが、それ以外の場合も特に、手帳は必要ないということでもよろしいでしょうか。大体手帳を所持している子どもたちが多いと思いますが。

特別支援教育課審議員

そのとおりです。

三淵委員

はい、ありがとうございます。

教育長

その他に御質問等ありませんでしょうか。

田口委員

今回の提案に対しての意見ではないのですが、先ほど三淵委員からありましたように、知的には健常の方で、情緒的な特別な支援を要するお子さん方も増えていると思うのですが、熊本県の高校全体として受入れる体制は、現在どうなのか、実際に行ける高校は確保されているのかについて、教えていただければと思います。

特別支援教育課審議員

特別支援学校の卒業生の進路状況を見ますと、特別支援学級から6割以上の方が高校に進学しています。受入体制等は、高校教育課と連携しながら、しっかり進めているところです。今年から、甲佐高校と松橋西支援学校上益城分教室で、一体的運営のモデル事業という、文部科学省の指定を受けて、実証的な研究を進めています。どのようにして受入れが可能なのか、どのような合理的な配慮が必要なのか、もっと深く研究していきたいと思っています。

田口委員

中学校であれば、特別支援学級で受入れをしています。高校ではなかなかそこまでは一気に難しいかもしれませんが、例えば、甲佐高校で、そういう方々を受入れて支援をされるという、そのあり方も高校の魅力化や特色ある学校になるのではないかと考えているところです。是非、その辺の支援をお願いします。

特別支援教育課審議員

関連して、高校8校において通級による指導をしています。それと併せて、合理的配慮のための特別支援教育支援員の配置をし、どちらも特別支援教育課で行っています。16校に特別支援教育支援員を配置して、高校でしっかり学べるようにしています。

三淵委員

よく分かりましたが、そういうことを中学校の先生があまり御存じないのではないかと考えています。保護者から聞くだけですが、「特別支援学校に行くには、手帳が必要ですよ」、「取った方がいいですよ」と先生から言われたと、福祉

の立場である相談支援員さんたちも言っています。本当に必要な人は取るのですが、例えばIQ80ぐらいの人が中々取るのが難しかったりするので、その辺を中学校の先生たちにも周知をよろしくお願いします。

特別支援教育課審議員

しっかり周知をしていきたいと思います。ありがとうございます。

教育長

他に御質問等ありませんでしょうか。

園田委員

特別支援学校に通う子どもたちは本当に判断が難しいかなと思うのですが、その中で進学を希望する子どもたちは100%どこかの高等部には行けるということでしょうか。

特別支援教育課審議員

進路希望調査を9月頃に実施し、その数によって募集定員を11月の定例教育委員会で付議することになっていますので、希望に沿って入れるようには設定しています。

園田委員

去年の会議でも行きたい高校に行けなかったと、保護者の思いと学校側の事情があったと思うのですが、学校にはどうしてもこのぐらいの基準を満たしてほしいという基準と、すり合わせがとても大変というのは昨年あったと思うのですが、すり合わせというのは、やはり中学校在学中に、先生方と高校としっかりと話し合いがされているわけですね。例えば、5番の出願先の特別支援学校の本年度の教育相談を受けているもの、というここに該当すると理解していいのでしょうか。

特別支援教育課審議員

そのとおりです。令和5年度から多様な学びの場整備事業で、就学や進学についても市町村と整理をしています。昨年から特に中学校に進路ガイダンスをお願いしています。

教育長

他にございませんでしょうか。

それではこの件については、原案とおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございます。

- 報告(1) 義務教育諸学校(県立中学校及び県立特別支援学級を除く)における学校教育法附則第9条の規定による令和8年度(2026年度)使用教科用図書の採択上の留意事項の修正について

特別支援教育課審議員

特別支援教育課です。今回報告しますのは、5月の定例委員会で義務教育課より報告しました「義務教育諸学校(県立中学校及び県立特別支援学校を除く)における令和8年度(2026年度)使用教科用図書の採択基準等について」の一部「義務教育諸学校(県立中学校及び県立特別支援学校を除く)における学校教育法附則第9条の規定による令和8年度(2026年度)使用教科用図書の採択上の留意事項について」です。該当部分については、特別支援教育課が担当しておりますので、今回は特別支援教育課より報告させていただきます。

資料39ページをお願いいたします。採択上の留意事項については、文科省の通知をもとに作成をしておりますが、3の(1)等、一部、文科省の通知で今年度変更があった部分を反映できていない部分があったため、追記、修正を行い、今回改めて報告を行っております。

5月の報告については、すでに実施された選定審議会を経ての報告でしたので、選定審議会委員長の方に義務教育課より連絡していただき、修正については御了承をいただいております。

説明は以上でございます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

この件については以上でよろしいでしょうか。

○報告(2) 県立鹿本高校サッカー部落雷事故調査委員会報告書について

体育保健課長

体育保健課です。5月20日に、鹿本高校サッカー部の落雷事故調査委員会より報告書が越猪教育長に提出されましたので、その概要について御報告いたします。

これからの報告は、パソコン上の全体資料に沿って御説明いたしますが、委員の皆様には、紙ベースで、報告書の公表版の冊子を配付しています。

それでは、説明に入ります。資料は42ページからの報告書の公表版の要旨になります。

まずは事故の概要についてですが、資料の43ページの「1 本件事故の概要」を御覧ください。

令和6年4月3日午後2時30分頃、宮崎市内のサッカー場で、次の試合に備えてサッカーコートの横でウォーミングアップをしていた鹿本高校サッカー部の生徒の列に突然落雷があり、生徒4名が転倒し、合計18名の生徒が病院に搬送され、そのうち1名が現在も意識が回復したとはいえない状態です。

次に、事故の要因についてですが、資料44ページの下から4行目にある「4 本件事故の要因」を御覧ください。

「本件落雷事故発生の要因は、客観的には落雷がありうる状況で、屋外での活動を継続していたことである。鹿本高校サッカー部監督らは、当日の本件サッカー場上空の天気の状態から、天気予報のサイトを見て雷に関する情報を得るとの意識にはならず、客観的には落雷がありうる状況であることを把握していなかった。」とあります。

そこで、今回の調査を踏まえて、調査委員会からは、落雷事故の再発防止について5つの提言が示されています。

その5つの提言は、全体資料の46ページの下から3行目から47ページにかけて書かれていますが、その提言の内容と、今後、県教育委員会と学校が取り組むことを別紙に整理しましたので、48ページの資料に沿って御説明いたします。

左側が、今回、調査委員会が示した5つの提言を、「いつ」「誰が」「何を」しなければならないかについて整理したのになります。

提言1では、日頃からのことについてになりますが、「雷及び落雷についての最新の正確な知識を習得しておく」こととされています。正確な知識とは①～③のようなこととなります。

また、※にあるように、これらのことについては、生徒等にも習得させることが望ましいとされています。

提言2では、屋外活動を実施する前のことが書かれており、まずは、雷注意報が出ているかを確認し、雷注意報が発表されているときには、天候の情報を取得し、実施の可否判断をすることになります。そして、一定時間ごとに雷ナウキャストで発雷予測を確認することとなっています。

また、雷ナウキャストの使用方法については生徒にも習得させることが望ましい、ともされています。

提言3では、屋外活動の実施中について、「雷雲等の情報により、落雷の危険があるときは躊躇することなく屋外活動を停止し、安全な建物の中に生徒等を避難させること」そして、そのためには「雷の発生が見込まれる場合に、屋外活動をどうするかについてのマニュアルを理解しておくこと。」と示されています。

提言4では、屋外活動の停止・避難中について、「避難の終了及び屋外活動の再開については、雷ナウキャスト等により、雷雲等の動き等に関する情報を十分に収集して、落雷の危険が去ったと認められる状態になったことを確認した上で判断すること」と示されています。具体的な確認方法は①～③に示されているとおりです。

最後に、提言5では、避難方法や避難中の事故を避ける対策、並びに、屋内でできる代替活動をあらかじめ用意しておくことが示されています。

これらの5つ提言を踏まえ、右側にあるように、県教育委員会と学校の取組を整理しました。

まず「取組1」としまして、県教育委員会としましては、まずは、1にありますように、今回、調査委員会から提出されました報告書の公表版を学校関係機関及びスポーツ競技団体に通知するとともにホームページにも掲載し、再発防止の徹底を図ります。

なお、通知文については、昨日、県立学校と市町村教育委員会、教育事務所に通知し、スポーツ協会、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟には本日通知する予定です。

また、2にありますように、各会議や研修等において、改めて落雷事故防止についての内容を取り上げ、周知徹底する機会を設けます。

なお、具体的な会議・研修等は、(1)から(6)のとおりです。

更に、3にありますように、県内の学校には、危機管理マニュアルの見直しの依頼と、4のとおり、屋外活動時に活用できるチェックリストを配布します。

最後に、5のとおり、運動部の活動には屋外活動が多くあることから、各学校に配布しております「運動部活動指導の手引」に落雷事故防止に関する具体的対策を加筆します。

次に、「取組2」の学校の取組としましては、1にありますとおり、各学校で作成することとなっています「危機管理マニュアル」を見直し、全職員がその内容を理解することとします。

また、2にありますとおり、全職員が校内研修等をとおして、雷及び落雷についての最新の正確な知識や雷ナウキャストの見方を理解し、習得するようにします。また、このことは生徒等にも習得させる機会を設けるようにします。

最後に、3にありますとおり、屋外活動を予定する際は、避難方法及び避難中の事故を避ける対策と屋内でできる代替案をあらかじめ用意しておくようにします。

なお、職員や生徒への研修会等は6月までに実施するように、昨日の通知文で各学校に依頼し、県立学校においては、その後、生徒と職員の研修会を実施したかについては7月4日までに、また、「危機管理マニュアル」の見直しをしたかについては、7月14日までに県教育委員会に報告するようにしています。

最後になりますが、二度と今回のような事故が発生しないよう、学校においては、確実に、職員そして児童生徒が落雷事故に対する知識を習得し、適切な行動がとれるようにして参ります。

説明は以上になります。

教育長

ただ今の説明について、御質問等ありませんでしょうか。

三淵委員

大会を開催した責任の所在はどのようになっていますか。

体育保健課長

今回の調査報告の実施については、その人に責任があったかどうかを調査するものではなく、再発防止のために実施するものと国のマニュアルに書かれてあり、今回の報告書には責任の追及については言及されていません。

三淵委員

大会本部とのコミュニケーションも大事だと思い質問しました。また、事故後の対応について、監督やコーチが心肺蘇生講習を受けていたことで、生徒さんの命を取り留めたことにつながったのではないかと考えました。

田口委員

今回、県教育委員会として事故に対して検証され、マニュアル等の作成や活用方法まで示してありますが、全国の子どもの安全にも影響を及ぼすことから全国に対しても発信をしてもよいのではないかと思います。

体育保健課長

本報告書については、スポーツ庁へ報告をしているところです。

スポーツ庁から全国に発信予定であり、既にこの取組概要については県のホームページに掲載してありますので、全国の関係者が今回の検証や対策について参考にしていただけるものと考えています。

教育長

他に何かありますか。

この件についてはよろしいでしょうか。

○報告（3） 令和6年度（2024年度）ネットいじめ等早期対応推進事業の実績報告について

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。資料を御覧ください。

本事業は、平成30年度から運用開始した、ネットいじめやネットトラブルなど、SNS上でのいじめ等の諸問題に対する学校の取組を支援することを目的とした事業です。

生徒が直接投稿できる「いじめ匿名連絡サイト」を全県立学校に導入し、先に申しましたネット上のトラブルだけでなく、学校生活の中でのいじめや不満、トラブル等も投稿されております。

投稿された内容は、委託業者から翌営業日までに本課へ情報提供される仕組みとなっております。なお、希死念慮に関する記述といった、緊急対応が必要な場

合は、休日でも本課へ連絡が入ります。その後、対応の留意点等を含め、学校へ情報提供を行うことで、諸問題の早期発見、早期対応及び事態の重大化を防止することを目的とし、運営をしております。

では、資料４９ページの「２ 事業の結果」を御覧ください。

昨年度、令和６年度１年間の投稿件数は６０２件で、（２）にあります３年間の推移としては、令和４年度は４４３件、令和５年度は３５３件であり、令和５年度と比較して２４９件増加しています。

これは、スマートフォンへの登録率調査や学期ごとの児童生徒への呼びかけなど、周知の徹底を図ったことが大きな要因だと考えております。

平成３０年度から本格運用が始まり、児童生徒への定着も進み、悩みを一人で抱え込まずに相談する場としての役割が広がっていると感じています。

内訳としては、いじめに関するもの４１件、悩み相談２３件、不満１１２件、その他４１８件となっております。なお、具体的な投稿状況については、（３）に記載しております。

次に資料５０ページを御覧ください。

いじめについては、４１件のうち１４件が、このスクールサインによって学校がはじめて知ったものであります。

いずれも学校が迅速な初期対応を行った結果、１４件中１１件がすでに解消に至っています。残りの３件については継続見守りとなっております。

また、イにありますように、悩みの項目では、人間関係に関する悩みなどがありました。不満の項目には、教師に関する投稿が多く見られました。内容としては、不適切な発言や理不尽な指導、えこひいきなどがありました。これらの投稿は、児童生徒たちからの貴重なＳＯＳと捉え、学校に情報提供することで、教育相談等適切な対応につなげております。

次に、ウにありますように、投稿総数は昨年度比で２４９件増加しており、特にその他が１８７件増加しています。その他の内容としては、主に問題行動に係る通報で、具体的には、校則違反に関する投稿やＳＮＳに関する投稿などが多く見られ、インスタグラム等にあげていることから発覚したものが目立ちました。学校に情報提供することで、生徒指導につなげております。

次にエにありますように、緊急に対応する必要があると判断した場合には、県警等の関係機関と連携を図りながら、当該児童生徒の安否確認を第一に対応することになっており、年度当初に県警察と確認し、各学校へ周知しております。昨年度は緊急対応が必要と判断した投稿は０件でした。

ただ、本システムはリアルタイムで児童生徒からの投稿をモニタリングするものではありませんので、児童生徒及び保護者に対しては、その旨を周知するとともに、真に緊急な場合は、２４時間ＳＯＳダイヤルを始めとする相談窓口の紹介を行っているところです。

次に、オにありますように、部活動に関する投稿は１５件であり、前年度の２３件から減少しています。内訳はいじめが１件、不満が７件、その他が７件となっております。いじめの１件については、学校がすでに把握していた事案であり、解消済みとなっております。また、練習時間の長さや指導法などの不満による投稿が多く見られました。関係各課と連携しながら、学校に情報提供することで、教育相談やその後の丁寧な対応につなげています。

学校安全・安心推進課が受けたスクールサインの投稿は当該校へすべて情報提供しています。投稿内容によっては学校に事実の確認及び対応、報告を求めている

ます。学校は担当者に情報共有し、必要に応じて児童生徒に対応しています。

本課としましては、このネットいじめ早期対応推進事業は児童生徒の安全、安心な学校生活に一定の効果があると考えており、引き続き事業の継続を図って参りたいと考えております。

今年度も4月に本事業について、本課から各県立学校に周知を行いました。今年度については、スクールサインの一層の周知徹底とスマートフォンへの登録率の向上を図るため、各県立学校から児童生徒・保護者への案内については、一昨年度県立学校に導入しました「すぐーる」というアプリを用いて配信しました。このアプリについては、配信した内容がスマートフォン上に残るため、このアプリで配信しましたスクールサインのサイトのURLをクリックすることでスクールサインにアクセスできるようになります。なお、児童生徒・保護者へのこのアプリによる配信率を調査した結果、保護者への配信率は95.2%、児童生徒への配信率は86.9%でした。

また、教職員のわいせつ行為をはじめとする不祥事根絶に向けた取組として、スクールサインを相談窓口の一つとして周知を図っております。さらに、悩み相談のため、スクールサインだけではなく、熊本県や関係機関、民間機関等の相談窓口一覧を作成し、すべての児童生徒に周知し、児童生徒が悩みを相談できる体制の充実を図っております。

最後になりますが、先月この会議で御報告しました心のアンケートの結果において、いじめを見たり聞いたりした際に、「行動できましたか」という問いに「できなかった」と回答している児童生徒が約5割程度いますので、そのような児童生徒たちの相談窓口の一つとしても、スクールサインの活用をすすめ、いじめを放置しない意識の向上につなげて参ります。

御報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

スクールサインのツールとしての活用が進んでいてありがたく思います。質問ですが、登録率はどれくらいになっているのか、もう一つはスクールサインの利用案内をすぐーるで配信したということで、保護者が95.2%、児童・生徒は86.9%ということですが、内容はどのようなものなのか、教えてください。

学校安全・安心推進課長

登録率の調査には至っておりません。昨年度、調査した結果は90%程度だったと思います。登録率の調査については、後日行いたいと思います。配信率についてですが、すぐーるという双方向で通信できるソフトで、今までであればプリントを配っていたものを、すぐーるに載せて配った形になります。PDF化したものにURLを載せておりますので、それをクリックすればスクールサインのホームページにアクセスできるようになっております。保護者と児童・生徒の配信率ですが、年度当初で新入生の登録が済んでいないという事情があります。また、特別支援学校については、児童・生徒の特性上、プリントで配布したほうがいいという教職員の配慮・判断もありました。

西山委員

保護者もスクールサインを使うことができるのですか。

学校安全・安心推進課長

対象は児童・生徒ですが、保護者が投稿するケースもあります。

西山委員

システムとして、参加できるのですね。

学校安全・安心推進課長

投稿することはできます。

西山委員

スクールサインだけではなく、色々な悩み相談窓口を周知したということですが、名刺サイズで色々な情報があるQRコードを載せたものを配った方がいいのではないのでしょうか。それから、小学校はどのようになっていますか。

学校安全・安心推進課長

名刺サイズのものについては、検討させていただきます。小中学校については、各市町村教育委員会が行うことになりますが、昨年度、一人一台端末を活用した取組を2つの市町村に研究していただきました。また、各市町村でスクールサインのようなシステムを導入されるところもあるかと思います。相談窓口一覧に関しても、御活用いただければと思います。

西山委員

阿蘇・菊池での取組は高校でされたのですか。

学校安全・安心推進課長

小中学校で行いました。

西山委員

他の市町村にも広がるといいと思います。事例紹介をホームページに載せて多くの県民が見ることができるようになっていただければありがたいです。それから、市立や私立はそれぞれ取り組んでいかれるという理解でよろしいですか。

学校安全・安心推進課長

私学や熊本市等は、それぞれで取り組んでいかれると思います。

三淵委員

緊急対応はなかったということですが、希死念慮などあった場合には関係機関と連携するということになっていきますけれども、医療者として心配なのは、精神科救急が熊本はうまくいっておりません。提携などはどうなっていますか。先日、困難を抱える女性を支援する会議に出ましたが、そうした困難を抱える方には最優先で受診できる仕組みを県は作っています。精神科の先生はなかなか診てくれません。緊急な場合に備えて、仕組みを作ったほうがいいのではないのでしょうか。また、こころの医療センターや精神保健センターとは協議しておられるのでしょうか。

学校安全・安心推進課長

緊急性についてですが、スクールサインでは事業者が一日数回投稿を確認しています。緊急性がある場合は本課に連絡が入ります。年度当初に緊急時の連絡体制等については、打合せをしておりますので、投稿において場所や氏名が分かればすぐ警察と連携して動きます。それから、医療機関や専門機関との提携についてですが、各学校にはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが配置されております。特にスクールソーシャルワーカーは専門機関と学校をつなぐことに長けておりますので、緊急時には連携して対応しています。また、健康福祉部とも連携をとっております。

三淵委員

スクールソーシャルワーカーが動いても診てくれるまで時間がかかることがあるので、精神科との取り決めもあった方がいいと思います。大学では死にたいと

いう患者さんがいた場合、まず私が診ていました。私の紹介であればすぐ精神科医に診てもらえます。せっかく県立のセンターがあるからあらかじめ提携しておいた方がいいのではないのでしょうか。

学校安全・安心推進課長

補足になりますが、緊急の場合、児童相談所に連絡して、入院するというケースもあります。委員御指摘のように、精神保健福祉センターといった機関と連携をとれるよう検討していきたいと思います。

園田委員

小中学校では紙ベースで悩み相談窓口が配られています。すぐに見ることができるようにどこかに大きく貼ってあるといいと思います。また、新聞で相談員が不足しているという記事を見ました。ボランティアに頼るのでは無理が来るので、相談先の整理は必要です。

学校安全・安心推進課長

児童など、紙ベースでの配布が適している場合は学校が適宜判断されていると思います。相談窓口を廊下や昇降口などに貼るのはよいと思いますので、事例として各学校に紹介していきたいと思います。また、健康福祉部にも御意見は伝えていきたいと思います。

田口委員

学期ごとに投稿数が減っていますが、新学期はクラス替え等があるため投稿が多く、次第に落ち着いていくという自然の流れなのか、一学期はプリントを配布して周知を徹底しているが、二・三学期はそれができていないということなのか、分析結果を教えてください。

学校安全・安心推進課長

年度当初はクラス替えや進級の悩みがあるため、多くなっているところはあると思います。学期ごとに減ってはしていますが、昨年度は終業式等で再度スクールサインの周知をしていただいています。三学期については、登校日数が少ないということもあるかと思います。

木之内委員

窓口一覧についてですが、それぞれの機関の連携はどうなっていますか。

学校安全・安心推進課長

連携を取りながら対応していただいております。さきほどの相談窓口一覧についてですが、各教室には掲示しております。

教育長

よろしいでしょうか。

それではこの件については、以上で終わりたいと思います。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

教育長

ありがとうございます。

引き続きよろしくお願いします。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和7年（2025年）7月1日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午前11時20分。